

## 国立大学法人電気通信大学情報公開取扱規程

平成13年 4月 1日

改正

平成16年 4月 1日

平成17年 1月11日

平成18年 4月19日

平成20年 1月11日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成23年 3月29日

平成26年 2月26日

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この規程において、「部局等」とは、国立大学法人電気通信大学組織規則第8条及び第14条から第24条までに定める組織をいう。

(受付)

第3条 本学が保有する法人文書について開示請求があった場合は、電気通信大学情報公開室（以下「情報公開室」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人電気通信大学法人文書管理規程第16条に規定するもののほか法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、第8条第1項第1号に定める開示請求手数料を請求するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、別に定める開示・不開示（以下「開示等」という。）の審査基準に基づき開示等の決定を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて電気通信大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 本学は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 本学は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 本学は、法第11条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 本学は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人又は行政機関の長に移送するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 本学は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第5号様式により当該第三者に通知しなければならない。

6 本学は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。

7 本学は、開示等の決定をしたときは、別紙第7-1号様式、別紙第7-2号様式又は別紙第7-3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第6条 法第15条第1項及び第2項の規定に基づく開示実施方法は別表に定める。

(開示の実施)

第7条 本学は、前条の規定により法人文書の開示を受ける者（以下「開示を受ける者」という。）から別紙第8号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第9号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、第8条第1項第2号に定める開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を徴収するものとする。

3 法人文書の開示は、情報公開室における閲覧又は写しの交付により実施するものとする。この場合において、開示を受ける者は、希望する開示の実施方法を申し出るものとする。

4 前項の写しの交付の方法による法人文書の開示の実施の場合において、郵送料は開示を受ける者の負担とし、郵便切手で徴収するものとする。

(開示手数料の額等)

第8条 前条の規定により開示を実施するときは、次の開示実施手数料を請求するものとする。

(1) 開示請求手数料 開示請求手数料に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき金額は、別表左欄の法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施方法によって、それぞれ右欄に定める額とする。(複数の実施方法により開示を受ける場合に当たっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)ただし、基本額(法第15条第5項の規定により、更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円までに達するまでは無料とし、300円を超えると時(同項の規定により更に開示を受ける場合であって、すでに開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は、当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書として行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号のただし書きの規定の適用については当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額を加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る)の集合物をいう。)

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 前項に掲げる開示請求手数料及び開示実施手数料は、現金又は本学が指定する銀行口座への振込みにより納付するものとする。この場合において、納付に要する費用は、開示請求者(開示実施手数料の納付にあっては開示を受ける者)の負担とする。

(開示実施手数料の減額等)

第9条 学長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

(1) 法人文書の開示を受けるものが経済的困難を理由に別紙第10号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申し出があったとき。

(2) 開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。

2 本学は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第11号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第10条 法第12条の2第2項の規定又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第12条第2項により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(異議申立て)

第11条 学長は、開示しない旨の決定等について異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 本学は、法第18条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第12号様式により異議申立てをした者（以下「異議申立者」という。）に通知しなければならない。

3 本学は、異議申立てに対する決定をしたときは、別紙第13号様式により異議申立者に通知しなければならない。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

## 別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項までまたは8の項目に該当するものを除く。)	イ 閲覧	百枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真ファイルを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真ファイルを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、540円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁氣的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁氣的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書または図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁氣的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書または図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル)

		ル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープまたはビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したもの	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては

	の交付	2,500円、国際規格14833、15895 又は15307に適合するものにそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ、2の項ハ又は7の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

法人文書開示請求書

国立大学法人電気通信大学 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）  
（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）  
〒

TEL:  
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第3条の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 （任意記載事項）求める開示の実施の方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。電磁的記録として保有する法人文書については、用紙に出力したものでの開示となります。

ア 本学における開示の実施を希望する。  
＜実施の方法＞  閲覧  写しの交付  その他（ ）  
＜実施希望日＞ 平成 年 月 日  
イ 写しの送付を希望する。

3 開示請求手数料

開示請求手数料は、法人文書1件につき300円です。

現金による納付（財務課出納係）又は本学の口座への振込により納付してください。なお、振込にあたっては依頼人を忘れずに入力してください。

（振込口座）

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行本店

口座名義：ヨリツダガクホウジテンキツシダガク（国立大学法人電気通信大学）

口座番号：普通預金 7882890

事務使用欄	受 理 日：	年	月	日
	決定期限：	年	月	日
	開示請求手数料：	300円×	件：	円
	開示請求手数料の納付：			

## <記載に当たっての注意事項>

### 1 氏名又は名称、住所又は居所

開示請求者の氏名、住所又は居所を記載してください。記載された氏名、住所又は居所により開示決定等通知を行います。記載事項について本学から照会を行うことがありますので、電話番号も記載してください。

### 2 連絡先

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。(例：請求者法人の代表者、連絡先担当者)

### 3 開示を請求する法人文書の名称等

記載された内容に基づき該当する法人文書の特定を行います。法人文書が特定しがたい場合には記載事項に関して照会することがあります。開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

### 4 求める開示の実施方法等

法施行令第4条に基づく任意記載事項です。開示決定、部分開示決定の後に改めて「法人文書開示実施方法等申出書」により開示を実施する方法を申出る機会があります。

### 5 開示手数料について

法人文書1件につき300円です。ひと綴りにまとめられた複数の法人文書、又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書の開示請求をひとつの開示請求書によって行う場合には、当該複数の法人文書が1件の法人文書とみなされますので、この場合にも300円となります。

### 6 担当課等

法人文書の名称等、開示手数料、記載方法等ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888

開示決定等の期限の延長通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けの開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等を行う期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった 法人文書の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

\* 担当課等  
総務課法規・調査係  
電話：042-443-5888（直通）

開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けの開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第11条の規定により、下記のとおり開示決定等を行う期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった 法人文書の名称等	
開示決定等の期限 の特例（法第11条 の規定）を適用する こととした理由	
開示決定等をする 期限	年 月 日までに可能な分について開示決定等を行い、残りの分については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。

\* 担当課等  
総務課法規・調査係  
電話：042-443-5888（直通）

開示請求に係る事案の移送通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）[第12条第1項]・[第13条第1項]の規定により下記のとおり移送しましたので通知します。

移送した事案の開示決定等及び開示は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る法人文書の名称等	
移送日	年 月 日
移送の理由	
移送先	【行政機関・独立行政法人名】  【所在地】 【部署名】 【担当者名】 【電話番号】

\* 担当課等  
総務課法規・調査係  
電話：042-443-5888（直通）

## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

殿

国立大学法人電気通信大学 印

（あなた、行政機関、独立行政法人等機関名）に関する情報が含まれている本学保有の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第3条の規定による開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条[第1項]・[第2項]の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することについて御意見があるときは、同封の「法人文書の開示請求に関する意見書」をご提出くださるようお願いします。

なお、期限までに意見書の提出がないときは、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求のあった法人文書の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
上記法人文書に記録されている（あなた、機関名）に関する情報の内容	
法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	
意見書の提出先	国立大学法人電気通信大学 総務課 法規・調査係 〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 電話：042-443-5888
意見書の提出期限	年 月 日

反対意見書に係る法人文書の開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで法人文書の開示に関する意見書のご提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示決定した法人文書の名称等	
開示することとした理由	
開示決定日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に本学に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

\* 担当課等

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888（直通）

## 法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった法人文書の開示請求について、下記のとおり開示することを決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第9条第1項の規定により通知します。

## 記

## 1 開示する法人文書の名称

## 2 開示の実施が可能な方法等

(1) 開示の実施が可能な方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の単価	法人文書全体について開示を受けた場合の基本額	法人文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料

(注)FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所用枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしもご希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課までご連絡ください。

(2) 本学における開示実施が可能な日時及び場所

平日（土日祝日等本学の休日を除く。） 9時から17時まで（12時から13時を除く。）

場所：本学情報公開室

(3) 写しの送付の方法による開示の実施の場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出されてから一週間後までに発送予定。

郵送料（見込み額）：[定形・定形外] 郵便物 円

## 3 異議申立て等

この決定について、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

## \* 担当課等

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888（直通）

## <説明事項>

### ① 「開示の実施が可能な方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した法人文書の開示の実施方法等申出書（別紙第8号様式）により申出を行ってください。その後、本学から連絡する所要の開示実施手数料を納付してください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施が可能な方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途、法人文書の更なる開示の申出書（別紙第9号様式）を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、「本学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記「④担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、担当課等に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

### ② 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、開示実施手数料の減額（免除）申請書（別紙第10号様式）を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、本学窓口で納付するか、本学が指定する銀行口座への振込みによって納付してください。なお、振込にあたっては依頼人を忘れずに入力してください。

納付額についてご質問等ございましたら④の担当課等までお問い合わせください。

(振込口座)

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行本店

口座名義：コリツガ イクホクジンテンシツウソクダ イク（国立大学法人電気通信大学）

口座番号：7882890

### ③ 開示の実施について

本学における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本学に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### ④ 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 総務課法規・調査係

電話 042-443-5888

e-mail : houki-k@office.uec.ac.jp

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった法人文書の開示請求について、下記のとおり開示することを決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 部分開示の場合、不開示とした部分とその理由
  - (1) 不開示とした部分
  - (2) 不開示とした理由

3 開示の実施が可能な方法等

(1) 開示の実施が可能な方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の単価	法人文書全体について開示を受けた場合の基本額	法人文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料

(注) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所用枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしもご希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課までご連絡ください。

- (2) 本学における開示実施が可能な日時及び場所  
平日（土日祝日等本学の休日を除く。） 9時から17時まで（12時から13時を除く。）  
場所：本学情報公開室
- (3) 写しの送付の方法による開示の実施の場合の準備日数、郵送料（見込み額）  
日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出されてから一週間後までに発送予定。  
郵送料（見込額）：[定形・定形外] 郵便物 円

4 異議申立て等

不開示とした部分について、不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

\* 担当課等

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888（直通）

## <説明事項>

### ① 「開示の実施が可能な方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した法人文書の開示の実施方法等申出書（別紙第8号様式）により申出を行ってください。その後、本学から連絡する所要の開示実施手数料を納付してください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施が可能な方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途、法人文書の更なる開示の申出書（別紙第9号様式）を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、「本学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記「④担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、担当課等に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

### ② 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、開示実施手数料の減額（免除）申請書（別紙第10号様式）を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、本学窓口で納付するか、本学が指定する銀行口座への振込みによって納付してください。なお、振込にあたっては依頼人を忘れずに入力してください。

納付額についてご質問等ございましたら④の担当課等までお問い合わせください。

(振込口座)

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行本店

口座名義：コリツガ イクホクジンテンキツウソク イク（国立大学法人電気通信大学）

口座番号：7882890

### ③ 開示の実施について

本学における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本学に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### ④ 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 総務課法規・調査係

電話 042-443-5888

e-mail : houki-k@office.uec.ac.jp

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった法人文書の開示請求について、下記のとおり全部を開示しないことを決定したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第9条第2項の規定により通知します。

記

開示請求に係る法人文書の名称等	
不開示とした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

\* 担当課等  
総務課法規・調査係  
電話：042-443-5888

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人電気通信大学 殿

氏名または名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）  
（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）  
〒

TEL:  
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施方法を申し出ます。

記

法人文書開示決定通知書の番号等	日付： 年 月 日 番号：電大 第 号
開示請求に係る法人文書の名称等	名称： 種類・数量：
求める開示の実施の方法 （法人文書開示決定通知書記載の開示実施の方法等から希望するものを選択）	<input type="checkbox"/> 本学において閲覧又は写しの交付を希望 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 一部について開示の実施を希望・部分ごとに異なる方法による開示の実施を希望 （法人文書の部分ごとに異なる方法による開示を求める場合に記入） ア 閲覧を希望する部分  イ 写しの交付を希望する部分  <input type="checkbox"/> 写しの送付の方法による開示の実施を希望 （希望する実施方法を記載）
本学における開示の実施を希望する日	（本学における開示の実施を希望する場合に記入。ただし、法人文書開示決定通知書に記載された開示実施可能な日時に限る。） 希望日 平成 年 月 日 時 分

注）この申出書は、開示決定通知があつた日から30日以内に提出してください。ただし、開示請求書に記載された開示の実施の方法に変更がないときは提出の必要はありません。

事務使用欄	受理日： 年 月 日 開示実施手数料： 円（内訳 ） 開示実施手数料の納付：
-------	--

年 月 日

法人文書の更なる開示の申出書

国立大学法人電気通信大学 殿

氏名または名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）  
（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）  
〒

TEL:  
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番号）

年 月 日付け電大総第 号で開示の実施を受けた件について、更に開示を受けたいので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

開示請求に係る法人文書の名称	
最初に開示を受けた日	平成 年 月 日
求める開示の実施の方法等 *法人文書開示決定通知書記載の開示実施の方法等から希望するものを選択 *文書の同じ部分について既に開示を受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。	<input type="checkbox"/> 本学において閲覧又は写しの交付を希望 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 一部について開示の実施を希望・部分ごとに異なる方法による開示の実施を希望 （法人文書の部分ごとに異なる方法による開示を求める場合に記入） ア 閲覧を希望する部分  イ 写しの交付を希望する部分  <input type="checkbox"/> 写しの送付の方法による開示の実施を希望
本学における開示の実施を希望する日	（本学における開示の実施を希望する場合に記入。ただし、法人文書開示決定通知書に記載された開示実施可能な日時に限る。） 希望日 平成 年 月 日 時 分

注) この申出書は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、提出していただく必要があります。

事務使用欄	受理日： 年 月 日 開示実施手数料の納付：                      開示実施手数料：                      円
-------	--

開示実施手数料の減額（免除）申請書

国立大学法人電気通信大学 殿

氏名または名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）  
（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

TEL:

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示実施手数料の減免を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(1) 名称

(2) 開示決定通知書の日付及び文書番号

2 減額又は免除を求める額（開示請求1件につき2千円を限度とする。）

3 減額又は免除を求める理由（①又は②いずれかに○印を付してください。）

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他（具体的な理由を記載してください。）

4 添付資料

○ 3で①に○を付した場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面

○ 3で②に○を付した場合は、その他の事実を証明する書面

法人文書開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで申請のあった法人文書開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

[事案に応じ、該当しない項目を消去]

【法第17条第3項の事由に該当】

1 決定

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の経済的困難その他特別の理由があると認める。

2 対象となる法人文書とその開示の実施方法

(1) 名称

(2) 開示の実施方法

3 減額又は免除する額（開示請求1件につき2千円を限度とする。）

[開示実施手数料について、 円を減額し開示実施手数料は 円とする。]

[開示実施手数料 円の全額を免除する。]

【法第17条第3項の事由に該当しない】

1 決定

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の減額（免除）の理由に該当しない。

2 対象となる法人文書とその開示の実施方法

(1) 名称

(2) 開示の実施方法

3 理由

注1) 開示の実施を受ける場合には、開示実施手数料の納付が必要です。

注2) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本学に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

\* 担当課等

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888（直通）

諮問通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けの本学に対する異議申立てについて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第18条第2項により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第19条の規定により通知します。

記

異議申立てに係る 法人文書の名称等	
異議申立てに係る 決定等	
異議申立ての日及 び趣旨	(1) 異議申立ての日  (2) 異議申立ての趣旨
諮問日及び諮問番 号	年 月 日 年度諮問 第 号

\* 担当課等  
総務課法規・調査係  
電話：042-443-5888（直通）

異議申立てに対する決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで異議申立てがありました件については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

異議申立てに係る 法人文書の名称	
異議申立てに対する 決定	
異議申立てに対する 決定の理由	

この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

\* 担当課等

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888（直通）

## 第三者からの異議申立てに関する決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで異議申立てがありました件については、下記のとおり決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第20条の規定により通知します。

## 記

異議申立てに係る 法人文書の名称	
異議申立てに対する 決定	[法第20条第1号該当（却下・棄却）又は法第20条第2号該当]
決定の理由	
決定日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として（訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。）、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

\* 担当課等

総務課法規・調査係

電話：042-443-5888（直通）